

部会に属すべき委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 7 年 6 月 11 日付

サービス統計・企業統計部会（小売物価統計調査関係）
委員 白塚 重典（慶應義塾大学経済学部教授）

[※任期：令和 7 年 9 月 30 日まで]